

【新旧対照表】

新	旧
<p>1～3 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 (1) 熊本県の概要 熊本県は九州地方のほぼ中央に位置し、面積は約7,402平方キロメートルで、全国第15位の広さである。県土の約7割が森林で占められている。北部は比較的緩やかな山地、東から南にかけては標高1,000m級の山々に囲まれており、その随所に深い谷があり、見事な渓谷美を見せている。西部は有明海、八代海に面し、外洋の東シナ海に続いている。世界一のカルデラを持つ雄大な阿蘇を含む「阿蘇くじゅう国立公園」、大小120の島々からなる「雲仙天草国立公園」と2つの国立公園を持ち、山あり海ありの、美しい景観に富んだ地形になっている。 人口は平成17年現在、約184万人。高齢化率(65歳以上人口の全人口に占める割合)は、23.7%と全国の20.1%を大きく上回っており、全国よりも早く高齢化が進んでいる。 <u>なお、平成23年3月には九州新幹線全線開業が予定されており、これを契機として、くまもとの魅力発信、来訪者へのおもてなし及び県民の気運醸成を図り、県民及び地域づくり団体等の新たなネットワークの構成とくまもとの魅力や歴史・文化の再発見・再認識を通じて、地域づくりをさらに進め「くまもとの元気」を創る取組みを展開しているところである。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義 (1) 阿蘇カルデラツーリズムの促進</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 (1) 熊本県の概要 熊本県は九州地方のほぼ中央に位置し、面積は約7,402平方キロメートルで、全国第15位の広さである。県土の約7割が森林で占められている。北部は比較的緩やかな山地、東から南にかけては標高1,000m級の山々に囲まれており、その随所に深い谷があり、見事な渓谷美を見せている。西部は有明海、八代海に面し、外洋の東シナ海に続いている。世界一のカルデラを持つ雄大な阿蘇を含む「阿蘇くじゅう国立公園」、大小120の島々からなる「雲仙天草国立公園」と2つの国立公園を持ち、山あり海ありの、美しい景観に富んだ地形になっている。 人口は平成12(2000)年現在、約186万人。高齢化率(65歳以上人口の全人口に占める割合)は、21.3%と全国の17.3%を大きく上回っており、全国より7年程早く高齢化が進んでいる。 <u>また、平成16年3月には九州新幹線鹿児島ルート新八代～鹿児島中央間が開業したが、熊本県にとっては初めての新幹線を活用して、交流人口が増加することが期待されている。新幹線開業に合わせて、県内外のグリーン・ツーリズムに関する人・情報のネットワーク化を図るために、全国グリーン・ツーリズムネットワーク熊本大会を平成16年2月に開催した。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義 (1) 阿蘇カルデラツーリズムの促進</p>

(財)阿蘇地域振興デザインセンターでは、平成19年度に策定した中期計画の中で、これからの「旅ともてなし」の形として『スローな阿蘇づくり』を提唱し、民間や市町村、県と連携しながら、滞在交流型ツーリズムの商品化を企画するなど、阿蘇カルデラツーリズムの推進に取り組んでいる。

こうした中で、規制の特例措置を適用することにより、新たなツーリズムの取組みが展開されることは、阿蘇カルデラツーリズムの取組みを大きく促進することになる。

阿蘇地域全体を1つの阿蘇カルデラ型自然公園と捉え、阿蘇地域が一丸となって環境共生型の観光・交流のしくみを構築しようとしていますが、規制の特例を適用することにより、新たなツーリズムの取組みが展開されることは、阿蘇カルデラツーリズムの取組みを大きく推進することになる。

阿蘇カルデラ型自然公園・カルデラパーク（面積1,198平方k

m、人口7万5千人）

- ① パーク内の商業・農林業と観光・交流が連携して地元を経済的な波及効果の創出。
- ② パーク内の地域資源や有機的に融合しあう意識醸成の場を作ります。
- ③ 「スローな阿蘇づくり」をパークの内外に広く情報発信し、新しい阿蘇のイメージをつくります。
- ④ 「スローな阿蘇づくり」は、(財)阿蘇地域振興デザインセンター、民間、市町村、県が協働して推進する12の阿蘇地域振興策のプロジェクトを織り込みながら、素顔の阿蘇に触れる阿蘇ツーリズムの開発を行います。
 - ・ 草原での野草展開プロジェクト
 - ・ 花木公園連携プロジェクト
 - ・ 花の回廊づくりプロジェクト
 - ・ 阿蘇トレッキングプロジェクト
 - ・ 草原スポーツ展開プロジェクト
 - ・ 阿蘇高原芸術文化プロジェクト
 - ・ 阿蘇産品ふれあいの里づくり
 - ・ あか牛流通・消費拡大プロジェクト
 - ・ そばの里づくりプロジェクト
 - ・ 長期滞在機能強化プロジェクト
 - ・ やさしい阿蘇づくりプロジェクト

(2) 農地を有効活用した都市農村交流

本特区内においては、今後、後継者不足や有害鳥獣被害による遊休農地の増加が一層懸念される中で、市民農園の開設主体を地方公共団体や農業協同組合以外の多様な主体に拡大し、区域内に多数存在する遊休農地等を市民農園として都市住民に貸し付けることで、都市農村交流を推進することができる。なお、本特区内で深刻化している有害鳥獣被害の解決策として、規制の特例措置を適用され、有害鳥獣捕獲が促進されることは、地域に居住していない都市住民が安心して農林産物を栽培できるようになり、地域の市民農園開設者にとっても管理が行いやすくなる。

また、地元の第3セクター法人が農業参入することにより、遊休農地の有効活用が図られることはもとより、そこで栽培された製品の物産施設での販売を通して、都市農村交流を推進することができる。

さらに、市民農園や物産施設での製品の販売を通して、食と農というテーマでの新たな都市農村交流のスタイルを提供することは、阿蘇カルデラツーリズムの内容を充実させるものとなる。

(3) 新たな都市農村交流の展開

阿蘇地域は熊本県内最大の観光地であり、観光型農業についても既に色々な形で取り組まれてきたが、市民農園など開始当初は盛況であっても、作物の栽培管理が困難となり、耕作を継続できない事例などが見受けられる。

農家民宿や市民農園を整備するとともに、併せて地域が一体となったフォローアップの体制を整備することにより、スローな阿蘇を体験してもらうことができるようになる。具体的には、①市民農園において地元農家が都市住民に対し営農・技術指導を行

(2) 農地を有効活用した都市農村交流

本特区内においては、今後、後継者不足や有害鳥獣被害による遊休農地の増加が一層懸念される中で、規制の特例の適用により、市民農園の開設主体を地方公共団体や農業協同組合以外の多様な主体に拡大し、区域内に多数存在する遊休農地等を市民農園として都市住民に貸し付けることで、都市農村交流を推進することができる。なお、本特区内で深刻化している有害鳥獣被害の解決策として、規制の特例を適用され、有害鳥獣捕獲が促進されることは、地域に居住していない都市住民が安心して農林産物を栽培できるようになり、地域の市民農園開設者にとっても管理が行いやすくなる。

また、地元の第3セクター法人が農業参入することにより、遊休農地の有効活用が図られることはもとより、そこで栽培された製品の物産施設での販売を通して、都市農村交流を推進することができる。

さらに、市民農園や物産施設での製品の販売を通して、食と農というテーマでの新たな都市農村交流のスタイルを提供することは、阿蘇カルデラツーリズムの内容を充実させるものとなる。

(3) 新たな都市農村交流の展開

阿蘇地域は熊本県内最大の観光地であり、観光型農業についても既に色々な形で取り組まれてきたが、市民農園など開始当初は盛況であっても、作物の栽培管理が困難となり、耕作を継続できない事例などが見受けられる。

農林家民宿や市民農園を整備するとともに、併せて地域が一体となったフォローアップの体制を整備することにより、スローな阿蘇を体験してもらうことができるようになる。具体的には、①市民農園において地元農家が都市住民に対し営農・技術指導を行

う、②地域特産物を中心とした交流イベントを通じて、都市住民等と地元住民がふれあいを深める、③宿泊により増えた滞在時間を活用して自然、歴史、文化等に育まれた地域資源を身近に感じてもらい、地域とのつながりを深めるような新たなツーリズムを提供する、④宿泊等の来訪者に濁酒、果実酒、リキュールを提供し、来訪者の心を掴むおもてなしを行う、ことができるようになり、都市住民と農村住民の本音の交流が進む。

このようなきめ細やかな交流を通じて、都市住民にとっては農業への理解が高まるとともに、地元住民にとっても高齢者等の生きがいづくりにつながるなど地域の活性化を図ることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 都市農村交流人口の増加

阿蘇地域は、雄大な自然資源や景観等を持ち、阿蘇山火口、レジャー施設等には、観光客は訪れているが、自然、歴史、文化、草原など地域資源がありのままの姿で存在している農村には、観光客の足が伸びておらず、地域全体として観光産業の経済的な効果が波及していないのが現状である。

そこで、本特区内において、農家民宿の開業、市民農園の開設や物産施設での特産品の拡充など、受入体制の充実を図るとともに、関連事業を一体的に実施することにより、都市と農村との交流人口を拡大し、経済的な効果を地域全体に拡大させる。また、受入体制の一環として、有害鳥獣捕獲の規制の特例措置を適用することは、経済的な効果を地域の隅々まで波及させる可能性を増加させ、新規就農者等の定住促進につなげる。

さらに、特定酒類の製造事業、特産酒類の製造事業の規制の特例措置を適用し、来訪者へ地域特産物を原料とした濁酒、果実酒、リキュールを提供することにより、阿蘇カルデラツーリズムの魅力を一層高め、都市と農村の交流人口の増加を図っていく。

ったり、②地域特産物を中心とした交流イベントを通じて、都市住民等と地元住民がふれあいを深める、③宿泊により増えた滞在時間を活用して自然、歴史、文化等に育まれた地域資源を身近に感じてもらい、地域とのつながりを深めるような新たなツーリズムを提供する、④宿泊等で来訪者に濁酒を提供し、来訪者の心を掴むおもてなしができるようになり、都市住民と農村住民の本音の交流が進む。

このようなきめ細やかな交流を通じて、都市住民にとっては農業への理解が高まるとともに、地元住民にとっても高齢者等の生きがいづくりにつながるなど地域の活性化を図ることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 都市農村交流人口の増加

阿蘇地域は、雄大な自然資源や景観等を持ち、阿蘇山火口、レジャー施設等には、観光客は訪れているが、自然、歴史、文化、草原など地域資源がありのままの姿で存在している農村には、観光客の足が伸びておらず、地域全体として観光産業の経済的な効果が波及していないのが現状である。

そこで、本特区内において、農家民宿の開業、市民農園の開設や物産施設での特産品の拡充など、受入体制の充実を図るとともに、関連事業を一体的に実施することにより、都市と農村との交流人口を拡大し、経済的な効果を地域全体に拡大させる。また、受入体制の一環として、有害鳥獣捕獲の規制の特例を適用することは、経済的な効果を地域の隅々まで波及させる可能性を増加させ、新規就農者等の定住促進につなげる。

このように規制の特例を活用し、都市と農村の交流拡大、農村の活性化に取り組むこととしているが、さらに濁酒の製造事業の特例措置を新たに受け、規制の特例を適用し農家民宿等で濁酒を醸造し、来訪者へ提供することにより阿蘇カルデラツーリズムの魅力を一層高め、都市と農村の交流人口の増加を図っていく。

(2) 特色を生かした活力ある地域産業づくり

具体的には、遊休農地等を活用した市民農園の開設を促進し、地域住民を中心として市民農園の管理や都市住民に対する営農・技術指導等を行うなど、受入体制の整備を図り、市民農園における顔の見える交流を進める。また、従来の日帰り型の都市農村交流メニューに加えて、農家民宿を整備することにより、宿泊型の都市農村交流へと転換し、農村生活を体感できるような交流形態へと発展させる。さらに、阿蘇の水で育った「おいしい米」を原料とした濁酒や地域特産物を原料とした果実酒、リキュールを提供することで、消費者の求める安心安全な食の提供を行い、同時に地域振興につながる地産地消や農産物の地域ブランド化を推進する。

これらの取組みを、都市農村交流施設、観光企業、地元企業の取組みと連携して実施することにより、阿蘇地域におけるグリーン・ツーリズムを地域の新たな産業として確立し、地域の農林業者の所得の向上につなげる。

(3) 地域資源を生かした観光地づくり

熊本県内最大の観光地である阿蘇地域が有する多様な観光資源・地域資源を最大限に活用するため、従来の宿泊施設や観光施設と連携を十分に図りながら、阿蘇カルデラツーリズムを効果的に推進することにより、グリーン・ツーリズムによる阿蘇の再発見を図る。

具体的には、農林産物の収穫ツアー・加工体験、農作業体験を盛込んだ修学旅行受入れなど従来からあるメニューに加えて、農家民宿や市民農園を起点として農山村にあるありのままの観光素材にふれあうようなメニューを整備し、都市住民等のニーズに応じた地域住民との交流を図る。

(2) 特色を生かした活力ある地域産業づくり

具体的には、遊休農地等を活用した市民農園の開設を促進し、地域住民を中心として市民農園の管理や都市住民に対する営農・技術指導等を行うなど、受入体制の整備を図り、市民農園における顔の見える交流を進める。また、従来の日帰り型の都市農村交流メニューに加えて、農林家民宿を整備することにより、宿泊型の都市農村交流へと転換し、農村生活を体感できるような交流形態へと発展させる。さらに、農家民宿や農園レストランで阿蘇の水で育った「おいしい米」を原料にした濁酒を提供することで、消費者の求める安心安全な食の提供を行い、同時に地域振興につながる地産地消を推進する。

これらの取組みを都市農村交流施設、観光企業、地元企業の取組みと連携して実施することにより、阿蘇地域におけるグリーン・ツーリズムを地域の新たな産業として確立し、地域の農林業者の所得の向上につなげる。

(3) 地域資源を生かした観光地づくり

熊本県内最大の観光地である阿蘇地域が有する多様な観光資源・地域資源を最大限に活用するため、従来の宿泊施設や観光施設と連携を十分に図りながら、阿蘇カルデラツーリズムを効果的に推進することにより、グリーン・ツーリズムによる阿蘇の再発見を図る。

具体的には、農林産物の収穫ツアー・加工体験、農作業体験を盛込んだ修学旅行受入れなど従来からあるメニューに加えて、規制の特例による農家民宿や市民農園を起点として農山村にあるありのままの観光素材にふれあうようなメニューを整備し、都市住民等のニーズに応じた地域住民との交流を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

1 阿蘇カルデラツーリズム推進特区は、(財)阿蘇地域振興デザインセンターを中心に、住民、阿蘇郡市7市町村及び上益城郡山都町の旧蘇陽町の区域と県がパートナーシップを組んで取り組んでいる「阿蘇カルデラツーリズム」による地域振興策をさらに発展させるものである。

従来の誘客促進策と併せて、農家民宿の開業、農家民宿等による濁酒や果実酒の提供、市民農園の開設促進、都市農村交流施設の運営法人の農業参入等を通じたグリーン・ツーリズムの促進により、本特区内での都市農村交流人口の増加が図られ、ひいては観光客の入り込み客数の増加につながる。また、これら規制の特例を活用することは、地域の課題となっている農林業者の所得向上及び遊休農地の解消を図ることになり、地域全体への経済的な効果が期待される。

(略)

3 さらに、有害鳥獣の被害が深刻な当地域において、特区に認定されることにより、高齢化が進んでいる狩猟免許保持者の補助人として青年者層の参加が可能となり、有害鳥獣捕獲が促進され、市民農園開設や都市農村交流施設の運営法人の農業参入等による借受希望の阻害要因が取り除かれるとともに例年8千万円を超える農林産物被害が軽減されることによる農家経済の安定化が図られる。

特区における年間観光客入込数

区分	H19年度	H24年度 (目標)	比較

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

1 阿蘇カルデラツーリズム推進特区は、(財)阿蘇地域振興デザインセンターを中心に、住民、阿蘇郡市7市町村及び上益城郡山都町の旧蘇陽町の区域と県がパートナーシップを組んで取り組んでいる「阿蘇カルデラツーリズム」による地域振興策をさらに発展させるものである。

従来の誘客促進策と併せて、農家民宿の開業、農家民宿等による濁酒の提供、市民農園の開設促進、都市農村交流施設の運営法人の農業参入等を通じたグリーン・ツーリズムの促進により、本特区内での都市農村交流人口の増加が図られ、ひいては観光客の入り込み客数の増加につながる。また、これら規制の特例を活用することは、地域の課題となっている農林業者の所得向上及び遊休農地の解消を図ることになり、地域全体への経済的な効果が期待される。

(略)

3 更に、有害鳥獣の被害が深刻な当地域において、特区区域に認定されることにより、高齢化が進んでいる狩猟免許保持者の補助人として青年者層の参加が可能となり、有害鳥獣捕獲が促進され、市民農園開設や都市農村交流施設の運営法人の農業参入等による借受希望の阻害要因が取り除かれるとともに例年3千万円を超える農林産物被害が軽減されることによる農家経済の安定化が図られる。

特区区域における都市農村交流人口

区分	現在(H13)	H19年度	比較

	千人	千人	千人	%
日帰り	16,360	17,061	701	104
宿泊	2,290	2,519	229	110
計	18,650	19,580	930	105

	千人	千人	千人	%
日帰り	2,104	2,134	30	102
宿泊	298	388	90	130
計	2,402	2,522	120	105

都市農村交流人口は、現状では、ほぼ横ばいで推移している状況であるが、今回の特区での取組みを通じて、今後5年間で交流人口の5%増加を目指すとともに、スローな阿蘇づくりの進展や特区制度を活用した多様な交流等により、交流人口に占める宿泊客の割合を現行の12.4%から15.4%に高める。

なお、120,000人の交流人口の増加のうち、

- (1) 農家民宿の開業により、平成16年度で約3,300人、平成19年度で約4,400人の増加を見込む。
- (2) 市民農園の開設により、平成16年度で約50区画（1区画100㎡）1,050人、平成19年度で約200区画（1区画100㎡）4,200人の増加を見込む。

特区区域における都市農村交流に係る消費額

区分	現在(H13)	H19年度	比較	
	百万円	百万円	百万円	%
日帰り	8,212	8,331	119	102
宿泊	4,441	5,781	1,340	130
計	12,653	14,112	1,459	115

なお、14億5千9百万円の経済効果のうち、

(1) 農家民宿を今後5カ年間で新たに25軒開業させ、平成16年度で約5千万円、平成19年度で6千5百万円の経済効果を特区区域において見込む。

(2) 市民農園を今後5年間で新たに2ha（およそ200区画）開設させ、平成16年度で約6百万円、平成19年度で約2千4百万円の経済効果を特区区域において見込む。

また、第三セクター等の農業参入における経済効果等については、平成16年度に0.5haの農業参入により5人程度の雇用、平成19年度までに1ha程度の農業参入により10人程度の雇用効果が見込まれる。

なお、作物の種類により収益が異なり、参入を予定している実施主体はブルーベリーの作付けを予定しており、初収穫まで4～5年はかかるため、当面、収益による経済効果は見込まれないが、平年度ベースでのブルーベリーの10a当たり収益は1百万円程度となっている。

さらに、都市農村交流がもたらす効果を着実なものとするため、特区区域内における特定農業者による濁酒の製造事業件数について、平成18年度までに9件（農家民宿6件、農園レストラン3件）を目標とする。管内各地域で農家民宿等に取り組む農業者を対象として、①相談体制の整備、②濁酒づくり講習会、③イベント等での情報発信などの事業を行うことにより、地域全体で普及啓発に取り組み、平成23年度までにさらに5件程度の製造開始を目指し、合計14件での濁酒の製造事業を展開させる。

特区における特定農業者による特定酒類製造事業者件数

区分	H17年度	H18年度	H23年度 (目標)
製造事業者件数	0件	9件	14件

特区における特産酒類製造事業者件数

区分	H20年度	H22年度 (目標)	H24年度 (目標)
製造事業者件数	0件	1件	3件

8 特定事業の名称

- (1) 707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業
- (2) 709 特産酒類の製造事業
- (3) 1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- (1) (財)阿蘇地域振興デザインセンターによる阿蘇地域振興策
(財)阿蘇地域振興デザインセンターは、阿蘇郡市7市町村及び上益城郡山都町の旧蘇陽町区域の地元住民や熊本県と一体となって、阿蘇の自然、草原、文化等を生かした広域的な取組みを

特区区域における特定農業者による濁酒製造事業件数

区分	現在(H17)	～H18年度	～H23年度
新規製造開始件数	0件	9件	5件
製造件数合計	0	9	14

8 特定事業の名称

- (1) 707 特定農業者による濁酒の製造事業
- (2) 1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
- (3) 1002 地方公共団体および農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業
- (4) 1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

9 構造改革特別区域において実施し、またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し、地方公共団体が必要と認める事項

- (1) (財)阿蘇地域振興デザインセンターによる阿蘇地域振興策
阿蘇郡市7市町村及び上益城郡山都町の旧蘇陽町の区域、地元住民、県で阿蘇の自然、草原、文化等を生かした、農林畜産を主体とした広域的な取組みを行い、魅力的な阿蘇づくりを進める

行い、魅力的な阿蘇づくりを進めることを目的として設立されており、現在は平成19年度に策定された中期計画の具体化に取り組んでいる。

これを受け、これまで「スローな阿蘇づくり」をテーマとして、阿蘇地域全域でグリーン・エコ・タウンの3つのツーリズムに取り組んできたが、平成23年の九州新幹線全線開業時には、そうしたツーリズムの集大成的なキャンペーン事業として「阿蘇カルデラツーリズム博覧会」を開催する。

(2) 阿蘇くじゅう観光圏整備事業

阿蘇くじゅう地域デザイン会議が中心となり、平成19年度から観光圏整備事業を実施している。当会議は、平成18年度に熊本県及び大分県が竹田市観光ツーリズム協会等の民間団体と連携し、組織された団体である。「阿蘇くじゅう国立公園」という共通の特性をもった阿蘇・くじゅうの両地域が、県境を越えた観光振興・地域振興を目的に、観光サービス従事者等のサービス改善・向上、観光客の移動の利便性向上、観光に関する情報提供の充実強化等の事業を展開している。

(3) 新幹線元年事業

熊本県は、九州新幹線が全線開業する平成23年を「新幹線元年」と位置付け、「新幹線開業を発射台に県民総参加で地域をつくる」「くまもとを知ってもらう」「くまもとに来て、楽しんで、また来てもらう」を三本の柱とする「新幹線元年戦略」を策定した。

県内外にくまもとの魅力をアピールするとともに、県民総参加で「元気なくまもと」をつくるため、全線開業時に、「くまもとの食と文化でおもてなし」をテーマとした記念事業を、県下全域で展開することとしている。

具体的には、熊本市を中心に展開する「元年事業」と県内各地

ことを目的としてH13年度に策定された阿蘇地域振興策の具体化に取り組んでいる。現在、複数の個別プロジェクトを横断的に連携させた「スローな阿蘇、阿蘇カルデラツーリズム」に取り組んでいる。

(2) 地域間連携推進事業

県下全域におけるグリーン・ツーリズムの推進を図るため、平成13年度から実証事業の実施や研究報告会の開催等に取り組み、平成15年度にはその普及啓発と全国への情報発信を行うため、全国大会を開催。

(3) 新幹線を活かしたくまもとづくりプラン

九州新幹線鹿児島ルートの開業効果を県下全域の地域活性化につなげるため、平成14年度に策定された開業効果活用方策の具体化に向け、平成15年度から取り組んでいる。

域で展開する「地域元年事業」の2本立てで構成されており、(財)阿蘇地域振興デザインセンターが行う「2011阿蘇カルデラツーリズム博覧会(阿蘇ゆるっと博)」を阿蘇の地域元年事業に据え、全国に向けて発信していく。

(4) KANSAI 戦略

熊本県では、九州新幹線の全線開業に向け、開業効果を最大化するため、日帰り圏となる関西・中国地方をターゲットに熊本の認知度を高めることが急務となっている。このため、「阿蘇」「水」「火と灯り」の3つをコンセプトとする「くまもとブランド」の確立を目指すとともに、「くまもとフェア」等のイベントを開催し、これらの地方に対して重点的・積極的にPRすることとしている。

別紙(特定事業番号: 707(708))

1 特定事業の名称

特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農家民宿、農園レストラン等)を営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定

(4) 九州ハイランド構想推進事業

熊本県東部の9町村と宮崎県の2町村の山間地帯の広域的な連携によるツーリズムの実施等地域活性化を図っていくための取組みを推進している。

(5) にしはら農村振興事業「にしはら癒し探訪」(西原村事業)

都市住民への癒しの提供と村の農業の振興及び地域活性化を目的として、H15年度からグリーン・ツーリズムへの取組みを開始したところ。今後、推進母体となる活性化委員会の設置と事例研修、実証事業の実施等準備段階の取組みが予定されている。

別紙(特定事業番号: 707)

1 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

阿蘇カルデラツーリズム推進特区内で農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で濁酒を製造しようとする者

めるものに限る。）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下、「濁酒」という。）又は果実酒）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
特区変更計画認定の日から

4 特定事業の内容

（１）事業に關与する主体

上記２に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（２）事業が行われる区域

熊本県阿蘇市、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村の全域及び上益城郡山都町の一部（旧蘇陽町）

（３）事業の実施期間

上記２に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（４）事業により実現される行為や整備される施設

上記２に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図るため特定酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、農家民宿等において特定酒類の提供が可能となり、阿蘇地域の新たな特産品として対外にアピールでき、阿蘇カルデ

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
特区変更計画認定の日から

4 特定事業の内容

農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）の一環として、農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、酒類の製造免許を取得し、特区内の自己の酒類製造場で自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

5 当該規制の特例措置の内容

（１）規制の特例措置の必要性

構造改革特別区域法に設けられた「酒税法の特例」により、農家民宿や農園レストランなどを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しなくてもよくなり、酒類製造の免許を受けることができるようになる。

これにより、農家民宿者等への濁酒の提供が可能となり、阿蘇地域の新たな特産として対外にアピールでき、阿蘇カルデラツーリズムの魅力向上に繋がると期待できる。

ラツーリズムの魅力向上に繋がると期待できる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

関係市町村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生してくるとともに、税務担当局の検査や調査の対象となり、検査等を受ける義務が生じる。

(2) 要件適合性を認めた根拠

構造改革特別区域内において、農家民宿や農園レストランなどを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、免許の審査に当たり、「免許後1年間の製造見込数量が最低製造数量基準(年間6キロリットル)に達していること」という要件を適用しない。

別紙(特定事業番号:709)

1 特定事業の名称

特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物(いちご、ブルーベリー、ぶどう)を原料とした果実酒又は地域の特産物(いちご、すいか、メロン、りんご、ぶどう、うめ、ブルーベリー、ばら、わさび、山椒、キウイ、米、大麦、茶、トマト、とうもろこし、そば、シソ、柿、ビワ、ヨモギ、しいたけ、しめじ、小麦、ばれいしょ、かんしょ、大豆、なす、ピーマン、きゅうり、キャベツ、はくさい、レタス、ホウレン草、ねぎ、たまねぎ、だいこん、にんじん、さといも、きく、りんどう、くり、アスパラガス、チンゲン菜、ケール、たかな、水菜、唐辛子、ワラビ、ゼンマイ、センブリ、ウド、山芋、クレソン、アケビ)を原料としたリキュールを製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区変更計画認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

上記2に掲載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域の範囲

熊本県阿蘇市、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村の全域及び上益城郡山都町の一部（旧蘇陽町）

(3) 事業の実施期間

上記2に掲載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市町村が指定する地域の特産物であるいちご、ブルーベリー、ぶどうを原料とした果実酒又はいちご、すいか、メロン、りんご、ぶどう、うめ、ブルーベリー、ばら、わさび、山椒、キウイ、米、大麦、茶、トマト、とうもろこし、そば、シソ、柿、ビワ、ヨモギ、しいたけ、しめじ、小麦、ばれいしょ、かんしょ、大豆、なす、ピーマン、きゅうり、キャベツ、はくさい、レタス、ハウレン草、ねぎ、たまねぎ、だいこん、にんじん、さといも、きく、りんどう、くり、アスパラガス、チンゲン菜、ケール、たかな、水菜、唐辛子、ワラビ、ゼンマイ、センプリ、ウド、山芋、クレソン、アケビを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロ

リットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、市場の出荷規格を満たさない地域の特産物についての利用価値が高まり、作付面積の拡大と生産者の収益性の向上が図られる。また、九州新幹線の全線開業と同時期に本事業を推進することにより、新たな阿蘇観光の一面を形成できるものである。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

関係市町村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別紙（特定事業番号：1001）

1 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体：当該特区内の市町村

農地の借受主体：当該特区内に所在地を置く熊本県又は当該区域内の市町村が出資する法人（いわゆる第3セクター法人）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区認定の日

4 特定事業の内容

特区内の市町村が、物産交流施設を経営する第3セクター法人に農地を貸し付け、第3セクター法人自らが特産の農産物を栽培し、物産交流施設をはじめとした観光拠点等で販売することなどにより、地域活性化を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

特区区域の市町村では、耕作放棄地は1995年の556ヘクタールから2000年には1,436ヘクタールへ880ヘクタール増加、耕作放棄地率も1.9%から3.7%に拡大している
ので、遊休農地の拡大に歯止めをかけることが課題である。

また、特区区域では、1995年には、農業就業人口13,632人のうち、65歳以上の者の農業就業人口が4,868人(65歳以上の農業従事率35.7%)であったのが、2000年には農業就業人口11,375人のうち、65歳以上の農業就業人口は5,136人(同45.4%)へと拡大しており、農業従事者の高齢化、後継者不足への対応が課題となっており、今後、耕作放棄地の増加が懸念されている。

また、当該地域は、福岡都市圏からも比較的近いため、県外の都市住民が簡便に訪れることが可能な地域であり、こうした地域において、新たな担い手による地域農業経営の多様化と遊休農地の解消・有効利用を図り、さらには都市住民との交流による地域活性化を図る特例措置として、地方公共団体等による農地等の特定法人への貸付け事業を実施することは、当該地域において都市と地方との交流を推進するために必要不可欠である。

別紙（特定事業番号：1002）

1 特定事業の名称

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事

業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体である阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町及び農地保有合理化法人と特区内の農地において、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町又は農地保有合理化法人以外で、特定農地貸付により市民農園を開設しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区認定の日

4 特定事業の内容

農地を所有する者が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付けが取り消された後において、当該農地の適切な利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定を、農地が所在する市町村（阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町）及び熊本県と締結することを条件に、特定農地貸付けによる市民農園開設を認める。

また、NPO法人、企業など農地を所有していない者が阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町又は農地保有合理化法人から農地を借りて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を、農地が所在する市町村及び熊本県と農地の貸付主体である市町村又は農地保有合理化法人と締結する場合、特定農地貸付による市民農園開設を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

特区区域では、耕作放棄地の増加により遊休農地化の拡大に歯

止めを掛けること、農業従事者の高齢化、後継者不足が課題となっている。

規制の特例措置により、地方公共団体、農業協同組合以外の者が市民農園の貸付主体となることができるので、遊休農地を持つ者、後継者不足の者にとっては農地を有効に活用することが可能となる。

一方、都市部住民には、農家作業を行い、自分で作物を作ることへのニーズが高いことから、遊休地を市民農園として提供することが有効な対策となる。

市民農園事業をさらに推進するためには、多様な主体が市民農園事業を行えることが必要であり、規制の特例措置により、市民農園の開設主体が拡大されることから、特例措置の適用は不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

特区区域の市町村では、耕作放棄地は1995年の556ヘクタールから2000年には1,436ヘクタールへ880ヘクタール増加、耕作放棄地率も1.9%から3.7%に拡大しているので、遊休農地の拡大に歯止めをかけることが課題である。

また、特区区域では、1995年には、農業就業人口13,632人のうち、65歳以上の者の農業就業人口が4,868人(65歳以上の農業従事率35.7%)であったのが、2000年には農業就業人口11,375人のうち、65歳以上の農業就業人口は5,136人(同45.4%)へと拡大しており、農業従事者の高齢化、後継者不足への対応が課題となっており、今後、耕作放棄地の増加が懸念されている。

一方、主として福岡都市圏から訪れる都市部住民には、阿蘇地域における観光農園や市民農園での体験を通して、「健康」や「食」に対する理解を深めたいという観点から農業に触れ合う都市と農村の交流に対する期待・需要が高い。

そこで今回、特区制度を活用し、市民農園事業を推進することにより、農地の効率的利用を図る一方で、地域全体で取り組んでいるグリーン・ツーリズムの方向に沿って、都市住民の多様なニーズに対応できるようなきめ細かな都市農村交流を図っていく。

別紙（特定事業番号：1303）

1 特定事業の名称

有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

熊本県阿蘇郡市及び上益城郡山都町の一部（旧蘇陽町）において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

銃器の使用以外の方法により有害鳥獣捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな狩猟免許所持者を含めて有害鳥獣捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな狩猟免許を所持していない者が含まれることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

特区である阿蘇市、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村及び上益城郡山都町の旧蘇陽町の区域のうち、阿蘇市の旧波野村の区域、阿蘇郡の西原村を除く5町村及び山都町の旧蘇陽町の区域がUJIターンによる定住促進を図っている地域ではあるが、定住を促進するためには、自給的あるいは副

別紙（特定事業番号：1303）

1 特定事業の名称

有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

熊本県阿蘇郡市及び上益城郡山都町の一部（旧蘇陽町）において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

銃器の使用以外の方法により有害鳥獣捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな狩猟免許所持者を含めて有害鳥獣捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな狩猟免許を所持していない者が含まれることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

特区区域である阿蘇市、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村及び上益城郡山都町の旧蘇陽町の区域のうち、阿蘇市の旧波野村の区域、阿蘇郡の西原村を除く5町村及び山都町の旧蘇陽町の区域がUJIターンによる定住促進を図っている地域ではあるが、定住を促進するためには、自給的ある

業的に農業を行うことで収入基盤の安定を図ることが必要である。しかしながら、これらの地域における農作物の鳥獣被害は、年により変動はあるが、平成19年度では約1億700万円、平成20年度では約8,000万円と深刻な状況にあり、迅速かつ適正な有害鳥獣捕獲は、定住を促進する上で極めて重要な課題となっている。このため、本規制の特例措置を導入し、有害鳥獣捕獲の円滑な実施を図ることが必要不可欠である。

また、本特区においては、従前から、猟友会によるわな等の取扱いに係る講習が行われており、従事する者についても、鳥獣の生態や現地の鳥獣の生息地等の地理的条件に詳しく、狩猟経験と知識が豊富な5年以上の狩猟経験を有する者又は過去3か年連続して本県の狩猟者登録を受けている者が従事しており、今後はこの者が指揮・監督に当たることで、猟具の設置や撤収方法等の更なる習熟を図る体制が整備されていると認められる。さらに、捕獲の実施に当たっては、鳥獣行政職員又は鳥獣保護員が立ち会うことによる適正な捕獲の実施、広報・放送等を通じての関係住民等への事前周知などにより、安全性についても確保されていると認められる。

いは副業的に農業を行うことで収入基盤の安定を図ることが必要である。しかしながら、これらの地域における農作物の鳥獣被害は、年により変動はあるが、平成12年度では約3,500万円、平成13年度では約3,100万円と深刻な状況にあり、迅速かつ適正な有害鳥獣捕獲は、定住を促進する上で極めて重要な課題となっている。このため、本規制の特例措置を導入し、有害鳥獣捕獲の円滑な実施を図ることが必要不可欠である。

また、本特区区域においては、従前から、猟友会によるわな等の取扱いに係る講習が行われており、従事する者についても、鳥獣の生態や現地の鳥獣の生息地等の地理的条件に詳しく、狩猟経験と知識が豊富な5年以上の狩猟経験を有する者又は過去3か年連続して本県の狩猟者登録を受けている者が従事しており、今後はこの者が指揮・監督に当たることで、猟具の設置や撤収方法等の更なる習熟を図る体制が整備されていると認められる。さらに、捕獲の実施に当たっては、鳥獣行政職員又は鳥獣保護員が立ち会うことによる適正な捕獲の実施、広報・放送等を通じての関係住民等への事前周知などにより、安全性についても確保されていると認められる。